

別添

車内事故防止キャンペーン実施要領

バスの車内事故は、平成19年に車内事故防止キャンペーンを開始して以来減少を続いているものの、依然としてバス事故全体の約3割を占めていることから、今後も対策を継続し、更なる減少に努める必要がある。

車内事故の状況をみると、65歳以上の高齢女性の負傷が目立っており、また、高齢者は骨折等の重傷事故につながりやすいことから、特に注意が必要である。車内事故の原因は、運転者側では、乗客が着座する前に発車することや、前方車両追従時の急ブレーキに起因するものが、乗客側では、バスが停留所で完全に停止する前に席を立つことや、走行中の車内移動に起因するものが、それぞれ多く見られる。

また、貸切バス、高速バス等には、客席についてもシートベルト着用が義務付けられているが、その着用率は必ずしも高いとはいはず、2016年1月の軽井沢スキーバス転落事故では、シートベルトの非着用により被害が拡大したのではないかとの指摘もなされているところから、乗客のシートベルト着用率向上が喫緊の課題となっている。

このため、運転者に対する発車時の安全確認や基本動作の徹底、貸切バス、高速バス等の利用者に対するシートベルトの着用啓発等、車内事故の防止に向け、関係行政機関、関係団体等の協力も得ながら、日本バス協会、各都道府県バス協会、会員事業者が連携し、下記によるキャンペーンを実施する。

記

1 実施期間 令和2年7月1日（水）～7月31日（金）（1か月間）

2 重点項目

（1）一般乗合バス（高速バスを除く。以下同じ。）

① 「ゆとり乗降」（バスが停車してから離席する。）の啓発。

② 「ゆとり運転」（乗客が着席してから発車する。車間距離を確保する。）

の励行。停留所発進時における安全基本動作の徹底。

(2) 貸切・高速・空港連絡バス等（以下「貸切・高速バス等」という。）

乗客へのシートベルト着用案内の徹底。

3 実施事項

(1) 利用者への啓発活動

①車内における実施事項

ア ポスターの掲示

- ・ 日本バス協会
一般乗合バス用ポスター（別紙1）の版を各都道府県バス協会に提示する。

- ・ 各都道府県バス協会
地域の実情に応じポスターを作成し、一般乗合バス事業者に配布する。

- ・ 一般乗合バス事業者

必要に応じポスターを作成して車内に掲示する。

イ 車内アナウンス、映像による案内等

- ・ 一般乗合バスの乗務員

キャンペーン期間中は、車内事故防止キャンペーンを実施中である旨のアナウンスを積極的に行う。

[アナウンス参考例]

- ・ 『ただいま、車内事故防止キャンペーンを実施しております。走行中の移動は大変危険です。お降りの際は、バスが停留所について扉を開いてから席をお立ち下さい。車内事故防止にご協力をお願いします。』

- ・『ただいま、車内事故防止キャンペーン中です。安全運行に徹しておりますが、やむを得ず急ブレーキを掛ける場合があります。お立ちのお客様は手すり等にしっかりとおつかまり下さい。車内事故防止にご協力をお願いします。』
- ・貸切・高速バス等の乗務員
出発時や高速道路進入時に、乗客へシートベルト着用を促す車内アナウンスや映像による案内を必ず行う。また、出発時は、乗務員の見回りによる着用案内を実施する。

[アナウンス参考例]

- ・『お客様のシートベルト着用が法律により義務付けられています。皆様の安全のため、シートベルトの着用をお願い致します。』
- ・『まもなく、高速道路に入ります。安全運行のため、シートベルトご着用をお願い致します。』

② その他の実施事項

- ア バスが乗り入れている病院等、高齢者のバス利用が多い施設等にポスターの掲示を依頼する。
 - ・日本バス協会
ポスターの版を各都道府県バス協会に提示する。(別紙2)
 - ・都道府県協会バス協会
地域の実情に応じポスターを作成し、会員事業者と連携の上、施設等に対し掲示する。
 - ・一般乗合バス事業者
必要に応じポスターを作成し、路線経路中にある病院、役所、郵便局、銀行、公共施設、高齢者施設、商業施設、バスターミナルや掲示可能な

停留所、停留所に近接する店舗・民家等にポスターを掲示する。

イ ホームページ（以下「HP」という。）への車内事故防止キャンペーン中である旨の掲載

- ・ 日本バス協会 HPに掲載する。
- ・ 都道府県バス協会 HPに掲載する。（日本バス協会HPの車内事故防止キャンペーンのページにリンクすることも可）
- ・ 一般乗合バス事業者 HPに掲載する。（日バス協会HPの車内事故防止キャンペーンのページにリンクすることも可）

日本バスw e b <http://www.bus.or.jp/kinkyu/anzen002.html>

ウ 地方自治体、都道府県の旅行業界等に対する協力の依頼

- ・ 都道府県各バス協会

一般乗合バス関係については、都道府県市区町村等の広報誌（原則7月号）への掲載方依頼する。（参考別紙3）

貸切、高速バス等関係については、都道府県旅行業界や関係機関等と連携して利用者に対するシートベルト着用の啓発を行う。（参考別紙4）

（2）一般ドライバー等への協力要請

一般ドライバー団体、トラック業界、タクシー業界の広報誌等への車内事故防止記事の掲載を依頼する。（参考 別紙5）

（3）その他会員事業者・乗務員の実施事項

① 一般乗合バス事業者

ア 車内事故防止削減目標を定める。（参考 別紙6、別紙7）

イ 勉強会等を開催する等、本キャンペーンの趣旨を周知徹底する。

ウ 乗客が席に着くまでは絶対に発車しない「ゆとり運転」を励行する。

(停留所発進時における安全基本動作を徹底)

エ 運行ダイヤを点検し、必要に応じて見直しをする等ゆとりある乗降を可能とする「ゆとりダイヤ」を確保する。

② 貸切、高速バス等事業者

乗客にはどのようなシートベルト着用案内が効果的であるか等についての勉強会を開催する。